

2018年6月15日

お客様各位

 株式会社 共立理化学研究所
〒145-0071 東京都大田区田園調布5-37-11
TEL:03-3721-9207 FAX:03-3721-0666
http://kyoritsu-lab.co.jp kyoritsu@kyoritsu-lab.co.jp

毒物及び劇物指定令の改正に係る製品の重要なお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省は新たに毒物劇物を追加するため、毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令案を取りまとめ、2018年5月17日に公表しました。

改正令の公布日は、6月下旬予定、施行期日は7月1日、対応項目の猶予期間は9月30日です。

この改正により弊社が生産、販売している一部の製品が劇物に指定されることが判明致しました。

劇物指定を受けるとお客様には取扱いや保管等に関する管理を厳密に行って頂くことになるため、私共は対象製品の生産、販売を継続することは困難であると判断致しました。

つきましては、2018年6月15日をもって下記の製品の生産を終了致します。

急なご案内ではございますが、お客様におかれましては、今般の事情をご賢察頂きまして、ご理解賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

○生産終了日:2018年6月15日

○対象製品一覧 ※下記製品を含む特注品等は個別にご案内させていただきます。

製品名	型式
パケット COD	WAK-COD
パケット COD(低濃度)	WAK-COD(D)
パケット COD(250)	WAK-COD(H)
パケット 徳用 COD	KR-COD
パケット 徳用 COD(低濃度)	KR-COD(D)
パケット 10回分 COD	ZAK-COD
パケット 10回分 COD(低濃度)	ZAK-COD(D)
パケット アンモニウム	WAK-NH4
パケット 徳用 アンモニウム	KR-NH4
パケット 10回分 アンモニウム	ZAK-NH4
パケット アンモニウム(排水)	WAK-NH4(C)
パケット 全窒素(無機)	WAK-TN・i
パケット マグネシウム	WAK-Mg

製品名	型式
パケット 過マンガン酸カリウム消費量	WAK-PMD
井戸水検査セット	AZ-2W
川の水調査セット	AZ-RW
徳用 川の水調査セット	TZ-RW
試薬No.44 COD	LR-COD-B
試薬No.17A アンモニウム	LR-NH4-A
TOCアナライザー	TOC-UVA
TOC試薬セット	TOC-R
IC試薬セット(無機炭酸)	TOC-IC-R
COD セット	WA-COD
CODセット 試薬セット	WA-COD-C
アンモニウム(低濃度)セット	WA-NH4(L)

○該当物質:水酸化リチウム一水和物 CAS No.1310-66-3 [分類:劇物]

○代替品について

7月以降、速やかにご提供できるよう準備しておりますので、準備が整い次第ご案内致します。

◆ご使用頂いているお客様（業務上取扱者）へ

毒物及び劇物指定令の一部改正が施行された後、登録(毒劇法 3 条、7 条、9 条)と表示(毒劇法 12 条)関係については、9 月 30 日まで猶予期間が設けられています。猶予期間中は対象製品も引き続きお使い頂けますが、7 月 1 日以降は毒物及び劇物取締法に則した取扱いや保管をして頂く必要が生じますので、可能な限り在庫せずに速やかにお使いください。

なお、未使用品につきましては毒物劇物の譲渡手続きができる方に限り 2018 年 8 月 31 日弊社到着分までの返品を承ります。譲渡手続きができない場合は 6 月末までの返品を承りますので、ご購入頂きました販売店様に早急にご連絡下さい。

[7 月 1 日以降]

- 保管場所は、一般の人が容易に近づけず、管理監督者の目が届く所にする。
- 盗難・紛失・漏洩防止等対策としては、
 - ・毒物劇物の管理監督者を定める。
 - ・保管場所は一般の人が容易に近づけず、管理監督者の目が届く所に設置する。
 - ・毒物劇物専用の堅固な設備(施錠し、鍵の管理を徹底)に保管する。
 - ・管理簿を作成し、定期的に在庫量を確認する。
- 廃棄する際はご使用されている方の状況により異なりますので、各自治体にお問い合わせください。

◆販売代理店様(毒劇物営業者)へ

既に販売を行っている者については、9 月 30 日までは、毒劇法 3 条(販売授与に係る業の登録)、7 条(取扱責任者の設置)、9 条(登録品目の追加)、12 条(表示)について猶予期間が設けられています。

在庫品に関しましては、毒物劇物の譲渡手続きができる方に限り 2018 年 8 月 31 日弊社到着分までの返品を承ります。譲渡手続きができない場合は 6 月末までの返品を承ります。

[7 月 1 日以降]

- 譲渡手続
 - ・他の毒物劇物営業者に販売、又は授与、その都度
 - ①毒物劇物の名称及び重量
 - ②販売又は授与の年月日
 - ③譲渡人の氏名、職業、住所を書面に記載しなければならない。
 - ・毒物劇物営業者以外の者に販売又は授与する際は①～③の事項を記載し押印した書類の提出を受けなければならない。

◆ 毒物及び劇物取締法の詳細については、所在の都道府県等自治体または厚生労働省 医薬・生活衛生局 医薬品審査管理課 化学物質安全対策室にお問い合わせください。

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/denshi/shinsei/150731uketukekikan.pdf>

以上